

精子凍結保存 延長(破棄)について 【保険】

◆保険で更新される方

以下の内容に全て該当する方

- ①パートナーと共に治療計画を立て、現在保険診療で通院中の方
- ②パートナーの保険適応での胚移植が回数制限を超えていない方
- ③パートナーが保険適応の年齢制限内の方
- ④高度乏精子症と診断された方

※すべての内容に該当されない方は、自費での更新となります。

更新料とお手続き方法

- お手続き方法 診察時にお申し出いただくか、受付時間内に窓口までお越しください。

ご準備いただく物

- ・精子凍結保存延長申請書（HPよりプリントアウトし、必要事項をご記入ください。）
印刷できない場合、当院窓口にて申請書をお渡し致しますので、お手数ですが一度ご来院ください。
- ・凍結精子の更新に関するご案内（紛失しないようご注意ください）
- ・ご主人の診察券と保険証
- ・更新料 2,100円/年

ご準備いただく物に不備があった場合、更新のお手続きができませんので予めご了承ください。

- 更新手続き期間

凍結保存更新日から翌月同日までとなります。

例) 凍結保存行使日が4月1日の場合、翌年4月1日～5月1日。

更新期間内に凍結保存更新手続きを行わなかった場合には、破棄となります。

原則として、更新期間を過ぎての手続きはお受け致しかねます。ご注意ください。

ご注意

- ・更新日が近付いても当院からお知らせは致しませんので、更新日はお忘れないようお願い致します。
- ・凍結日から5年目の更新の際は、院長による面談（診察）にて直接保存延長のご意思を確認させていただきます。
通常の診察予約が必要ですので、お電話にてご予約の上ご来院ください。

凍結保存精子破棄の手続き方法

- ・HPより凍結精子破棄同意書をプリントアウトし、必要事項をご記入の上ご持参ください。
印刷できない場合、当院窓口にて同意書をお渡し致しますので、お手数ですが一度ご来院ください。
- ・治療中でも、凍結精子の保存期間延長を希望されない場合は、速やかにお申し出ください。
- ・ご夫婦もしくはご主人、奥様のどちらかがご来院ください。
- ・必ず、この「凍結精子の更新に関するご案内」の用紙もご持参ください。

ご注意

凍結精子破棄の場合は、院長による面談（診察）にて直接破棄のご意思を確認させていただきます。
予約を取ってご来院ください。